職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

の一部を改正する法律

(職業安定法の一部改正)

第一条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の三」を「第三十三条の五」に、 「第三十三条の四」を「第三十三条の六」 に改め

る

第四条第七項中「第三十三条の二第一項」の下に「、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第

項」を加える。

第三十条第一項中「、 事業所ごとに」を削り、 同条第二項第三号中「事業所」を「有料の職業紹介事業

を行う事業所」に改め、 同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第三項中「事業計画書」

を「有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書」 に改め、 同条第四項中「当該事

業」 を「有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業」 に改める。

第三十一条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、 同号を同項第三号とす

第三十二条第一号中「若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (大正十五年法律第六十号) 」を「、暴力

行為等処罰に関する法律 (大正十五年法律第六十号) の罪若しくは出入国管理及び難民認定法 (昭和二十

六年政令第三百十九号) 第七十三条の二第一項」に改める。

第三十二条の二を次のように改める。

第三十二条の二 削除

第三十二条の三第一項中「有料職業紹介事業者」を「第三十条第一項の許可を受けた者(以下「有料職

業紹介事業者」という。)」 に改め、 同条第四項第二号を次のように改める。

手数料の種類、 額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が

著しく不当であると認められるとき。

第三十二条の四第一 項中「許可証」を「有料の職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、 許可証」 に改め

同条第二項中「当該事業所」 を「有料の職業紹介事業を行う事業所ごと」に改める。

第三十二条の七第一項ただし書を削り、 同項に後段として次のように加える。

この場合において、 当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものである

当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十二条の七第二項中「前項」 を 「 第 一 頂 に改め、 同条第一 項の次に次の二項を加える。

第三十条第四項の規定は、 前項 の事業計画書について準用する。

厚生労働大臣は、

つたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該新設に係る事業所の数に応じ、 許可証を交付し

第一項の規定により有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があ

なけ ればならない。

第三十二条の十一に次の一項を加える。

第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、 有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求

人の申込み及び求職の申込みについては、 適用しない。

第三十二条の十二の見出しを「 (取扱職種 の範囲等の届出等)」 に改め、 同条第一項を次のように改め

ಕ್ಕ

有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、 その有料の職業紹介事業において

取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。)

を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。 これを変更したときも、 同様とする。

第三十二条の十二第二項中「厚生労働大臣が、 前項の規定により、 有料の職業紹介事業にお いて取り扱

うべき職種 の 範 |囲その他業務 の範囲を定めた」を「有料の職業紹 介事業を行おうとする者又は有料職業紹

介事業者が、 前項の規定により、 取扱職種の範囲等を届け出た」に改め、 同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、 第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し不当な差別

的取扱いをするものであると認めるときは、 当該有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹

介事業者に対し、 期限を定めて、 当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずることができる。

第三十二条の十三の見出しを「(取扱職種の範囲等の明示等)」に改め、 同条中「取り扱うべき職種の

範囲その他業務の範囲」を「取扱職種の範囲等」に改める。

第三十二条の十四中「行わせる」 を「統括管理させる」 に改め、 同条第一号中「に当たること」を「に

関すること」 に改め、 同条第三号中「を統括し、 その改善を図ること」を「の運営及び改善に関すること

」に改める。

第三十二条の十六第一項中「事業報告書」を「有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る

事業報告書」に改め、同条第二項中「当該事業」 を「有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業」

に改める。

第三十三条第一項中「次条」 の下に「から第三十三条の四まで」を加え、 7、 事業所ごとに」

同条第四項中「とあり、第三十二条」を「とあり、並びに第三十二条」に改め、 「とあり、並びに第三十

二条の七第一項中「同条第一項の許可」」を削り、「職業紹介に」を「、職業紹介に」に改める。

第三十三条の二第一項中「定める者」の下に「(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるも

のを含む。 を加え、 同条第五項中「取り扱うべき」を「取り扱う」 に改め、 同条第七項中「第三十二

条の十六第二項中「職業紹介」を「第三十二条の十六第一項中「有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの

当該事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「有料の職業紹介事業を行う事

業所ごとの当該事業」 とあるのは「当該事業」と、「、 職業紹介」 に改める。

第三十三条の六を第三十三条の七とし、第三十三条の五を第三十三条の六とし、 第三十三条の四を削り

第三十三条の三中「又は」の下に「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは」を加え、

第三章第二節中同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の二の次に次の二条を加える。

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、 厚生労働大臣

に届け出て、 当該法人の直接若しくは間接の構成員 (以下この項において「構成員」という。) を求人

者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業

を行うことができる。

第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第

二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二

条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について

準用する。この場合において、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第二項

前項の許可を受けようとする

| 第三十三条の三第一項の届出をしようとす

料の職業紹介事業(二以上の事業所を設け	り消す	
当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無	、第三十条第一項の許可を取	第三十二条の九第一項
める事項を記載した書類		
当該届出をした旨その他厚生労働省令で定	当該許可証	
第三十三条の三第一項の届出をした法人	許可証の交付を受けた者	第三十二条の四第二項
τ		
所を設けて当該無料の職業紹介事業を行つ	項の許可をして	
法人は、新たに無料の職業紹介事業の事業	者に対しては、第三十条第一	
	の規定にかかわらず、次の	
次の	厚生労働大臣は、前条第一項	第三十二条
届出書	申請書	第三十条第三項
届出書	申請書	
る法人	者	

項 第三十二条の十六第二 第三十二条の十三 第三十二条の九第二項 額そ 前項第二号又は第三号 手数料に関する事 職業紹介に関する手数料の の他 項 苦情 その他 料の 苦情 は 以下この項において同じ。 て無料の職業紹介事業を行う場合にあつて 前項第二号 第三十二条第三号に該当するときは当該無 職業紹介事業の廃止を、 各事業所ごとの無料の職業紹介事業。)の開始の当時 命ずる

地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の四 する施策、 企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、 地方公共団体は、 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関 産業経済の発展

等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるとき

は 厚生労働大臣に届け出て、 当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

出をしようとする地方公共団体」と、同項及び同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、 お 届 数料に関する事項、 十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、 二条の九第二項、 いて、 [出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、 第三十条第二項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは「第三十三条の四第一項の届 第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は 苦情」 とあるのは「苦情」と、 第三十二条の十六第二項中「、 第三十二条の十三中「手 職業紹介に関する手 この場 前 項の

額 労働者の募集に従事させようとする者が、その被用者以外の者に報酬を与えようとするときは当該報酬 について」 第三十六条第一項中「をして」の下に「報酬を与えて」を加え、 を「前項 の報酬 の額につい ては に改め、 同条に次の一項を加 同条第二項中「被用者以外の者をして ゚゙える。 の

労働者を雇用しようとする者が、

その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従

数料

の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第三十九条中「第三十六条第一項」 の下に「又は第三項」 を加える。

第四十一条中「募集受託者」を「同項の規定により労働者の募集に従事する者」に改め、 「除く」の下

に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、 第三十六条第三項の届出をして労働者の募集を行う者又は同項の規定により労働者

の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処

分に違反したときは、 当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間を定めて当該労働者の募集の業

務の停止を命ずることができる。

第四十六条中「第三十三条の三及び第四十一条」 を「第三十三条の五及び第四十一条第一項」 に 「 第

四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

第四十八条中「第三十三条の五」を「第三十三条の六」 に改める。

第五十一条の二中「第三十三条の二第一項」の下に「、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四

第一項」を加える。

第六十四条第二号及び第三号中「及び第三十三条の二第七項」を「、 第三十三条の二第七項及び第三十

三条の三第二項」 に改め、同条第四号中「第三十二条の十一」を「第三十二条の十一第一項」 に改め、 同

条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「又は労働者供給

止若しくは」 事業の」を「若しくは労働者供給事業の停止又は第四十一条第二項の規定による労働者の募集の業務 に改め、 同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、 同条第五号の次に次の一号 の廃

を加える。

六 第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定による事業の廃止の命令に違

反した者

第六十五条第三号中「第三十三条の二第一項」の下に「又は第三十三条の三第一項」 を加え、 同条第四

号を削り、 同条第五号中「第三十六条第二項」の下に「又は第三項」を加え、 同号を同条第四号とし、 同

条第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十三条の三第二項」に、「申請書、」を「申請書若しくは届出書又は」に改め、同条第三号中「 第六十六条第一号中「並びに第三十三条第四項及び第五項」を「、第三十三条第四項及び第五項並びに 第 三

十三条第四項」 の下に「及び第三十三条の三第二項」を加え、 「又は」を「若しくは」に、 た者」を

又は第三十二条の七第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項におい て準用する場合を

)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者」に改め、 同条第四号中「及び第三十三条の二第

を「、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項」に改め、

同条第五号中「第三十三条第四

七項」

項」の下に「及び第三十三条の三第二項」を加え、 同条第六号中「及び第三十三条の二第七項」 を「、 第

三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項」に改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年

第二条に次の一号を加える。

法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、 第五条第一項の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」と

労働 いう。 て うことを予定してするものをいい、 が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、 者に係る労働者派遣 職業安定法その他)又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という。 当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを の の役務の 法律の規定による許可を受けて、 の提供を受ける者(以下この号において「派遣先」という。) 当該職業紹介により、 当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該 当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される 又は届出をして、 職業紹 介を行い、 につい 又は行 派 遣

行う事業所」 に係る事業計画書」 第五条第 項 中 に改め、 に改め、 同条第三項中「 事業所ごとに」 同条第四項中「当該事業」 を削り、 事業計画書」 同条第二項第三号中「事業所」 を 「 ー を「一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該 般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該 を「一般労働者派 遣 事 事業 業を

含むものとする。

事業」に改める。

等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年 第六条第一号中「若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (大正十五年法律第六十号)」を「、 暴力行為

政令第三百十九号) 第七十三条の二第一項」に改める。

第八条第一項中「許可証」を「一般労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、 許可証」 に改め、

項中「 当該事業所」 を 「 ー 般労働者派遣事業を行う事業所ごと」に改める。

第十一条第

項中「第五条第一項

の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」という。

し は、

同条第

|項各号」を「一般派遣元事業主は、 第五条第二項各号」に改め、 同項ただし書を削り、 同項に後段とし

て次のように加える。

この場合において、 当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものである

ときは、 当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなけ ればならない。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第一項の次に次の二項を

加える。

2 第五条第四項 の規定は、 前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、 第一項 の規定により一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があ

つたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該新設に係る事業所の数に応じ、 許可証を交付し

なければならない。

第十六条第一項中「、 事業所ごとに」を削り、 同項に後段として次のように加える。

この場合において、 同項第三号中「一般労働者派遣事業」 とあるのは、 特定労働者派遣事業」 とす

ಠ್ಠ

第十六条第二項中「事業計画書」を「特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画

書」に改め、 同条第三項中「当該事業」を「特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業」 に改める。

第十八条中「第十六条第一項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という。

は 当該届出書」 を「特定派 遣 元事業主は、 第十六条第一項の届出書」 に 「当該事業所」 を「特定労働

者派遣事業を行う事業所ごと」に改める。

第十九条ただし書を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものである

ときは、 当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

2 第十六条第三項の規定は、 前項の事業計画書について準用する。

第二十三条第一項中「事業報告書」 を「労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書

に改め、 同条第二項中「当該事業」 を「労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業」 に改める。

第二十四条の三第一項中「業務」 の下に「(紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。 次条に

おいて同じ。)」を加える。

第二十六条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、 当該紹介予定派遣に関する事項

第二十六条第二項中「第四十条の二第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、 同条第七項中「 労 働

者派遣の」を「労働者派遣(紹介予定派遣を除く。)の」に改める。

第三十二条第一項中「その旨」の下に「(紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場

合にあつては、その旨を含む。)」 を加え、 同条第二項中「その旨」 の下に「(新たに紹介予定派遣 つ 対

象としようとする場合にあつては、 その旨を含む。)」を加える。

第三十四条を次のように改める。

(就業条件等の明示)

派遣元事業主は、 労働者派遣をしようとするときは、 あらかじめ、 当該労働者派遣に係る派

遣労働者に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係

るもの

Ξ 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、 当 該

派遣労働者が従事する業務につい て派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初 の日

2 派遣元事業主は、 派遣先から第四十条の二第五項の規定による通知を受けたときは、 遅滞なく、 当該

通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、 当該業務について

派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

第三十五条の二に次の一項を加える。

2 派遣 元事業主は、 前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる

最 初 の日の前日までの間に、 厚生労働省令で定める方法により、 当該抵触することとなる最初の日以降

継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければ

ならない。

第三十六条第一号中「第三十五条」 の下に「、 前条第二項」 を加え、 同条第五号中「当該派 遣 先 を「

前号に掲げるもののほか、 当該派遣先」 に改め、 同号を同条第六号とし、 同条第四号の次に次の一号を加

える。

五

当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、

理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。

第三十七条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七

紹介予定派遣に係る派遣労働者については、

当該紹介予定派遣に関する事項

第三十八条中「第三十四条」を「第三十四条第一 項 (第三号を除く。)」 に改める。

第四十条の二第一項中「次条」を「第三項」に、 _ _ 年 を「派遣可能期間」 に改め、 同項第二号を次

のように改める。

当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又は口に該当する業務

1 事業の 開始、 転 換、 拡大、 縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予

定されているもの

その業務が一 箇月間に行われる日数が、 当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の

箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、 厚生労働大臣の定める日数以下である業務

第四十条の二第一項に次の一号を加える。

兀 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める

休業をする場合における当該労働者の業務

四号」 第四十条の二第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、 を加え、 同項を同条第六項とし、 同条第一項の次に次の四項を加える。 「同項第三号」の下に「若しくは第

2 前項 の 派 遣可能期間は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める期間とする。

次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定め

られている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合

一 年

3 派遣先は、 当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、 派遣元事業主から

年を超え三年 · 以 内 の期間継続して労働者派遣 の役務の提供を受けようとするときは、 あらかじめ、 厚

生労働省令で定めるところにより、 当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければ

ならない。

4 派遣先は、 前項の期間を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 当該派遣先の事業

所に、 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、 労働[.] 者の過半数

で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、 当該期間を通知し、 そ

の意見を聴くものとする。

5 派 遣先は、 労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務につい て 第

三項 の期間を定め、 又はこれを変更したときは、 速やかに、 当該労働者派遣をする派 遣元事業主に対し

当該業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

う。 経過した日以後」を「労働者派遣の役務の提供を受けた期間 から継続して一年間」 第四十条の三中「ごとの同一の業務」の下に「(前条第一項各号に掲げる業務を除く。 同条第一号中「当該一年間が経過した日の前日」 が経過し た日以後」 を「から継続して一年以上前条第一項の派遣可能期間以内の期間」に、 に 継続して一年 -間従事-を「派遣実施期間が経過した日」 L た を「 (以下この条において「 派 遣実施期間 |継続して従事し に改め、 派 派遣実施! 同条第二号 た 期間」 を加え、 年間が に改め とい

第四十条の四 派遣先は、 第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、 当該労働者派 中「当該一年間」を「派遣実施期間」

に改め、

同条の次に次の二条を加える。

遣 第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、 の 役 務の提供を受けたならば第四十条の二第一 項 の規定に抵触することとなる最初 の日以降継続 当該抵触する

こととなる最初の日の前日までに、 当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するも

のに対し、 雇用契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 項各号に掲げる業務に限る。 派遣先は、 当該派遣)について、 先 の 事業所そ 派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派 の他派 遣就業の場所ごとの同一の業務 (第四十条の二第 造労

して

働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、 当該同一の業務に労働者を従事させる

ため、 当該三年が経過した日以後労働者を雇 い入れようとするときは、 当該同一の派遣労働者に対

雇用契約の申込みをしなければならない。

第四十 一条第二号中「次条」 を「 第四十条の二第五項及び次条」 に改め、 同条第四号中「当該派 遣 元

業主」 を「前号に掲げるもののほか、 当該派遣元事業主」 に改め、 同号を同条第五号とし、 同条第三号の

次に次の一号を加える。

兀 当該 派遣労働者の安全及び衛生に関し、 当該事業所の労働者 の安全及び衛生に関する業務を統括管

理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

第四十二条第一項中第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一号を加える。

六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、 当該紹介予定派遣に関する事項

第四十九条の二第一 項中「又は第四十条の二第一 項 の規定に違反して」 を「、 第四十条の二第 一 項、 第

四十条の四又は第四十条の五 の規定に違反して」 に 又は第四十条の二第 項の規定に違反する」 を

に

「又は当該派遣就業」

を「若しくは当該派遣就業」

若しくは第四十条の二第一項の規定に違反する」

に改め、 措置をとるべきこと」の下に「又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による雇用契約

の申込みをすべきこと」を加える。

第五十四条第四号中「第十一条第二項」を「第十一条第四項」

第六十一条第二号中「 第十九条、 第二十条又は」 を「第十九条第一項、 に改める。 第二十条若しくは」に、

又は

虚 偽 の 届出をした者」を「若しくは虚偽の届出をし、 又は第十一条第一項若しくは第十九条第一 項に規定

する書類に虚偽の記載をして提出した者」 に改め、 同条第三号中「から第三十七条まで」を「、 第三十五

条、 第三十五条の二第一項、 第三十六条、 第三十七条」 に改める。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 第五条第二項 の規定の適用につ ĺ١ ては、 当分の間、 同項第三号中「所在地」とあるのは、 所在地並

びに当該事業所において物 の製造の業務 (物の溶融、 鋳造、 加工、 組立て、 洗 浄、 塗装、 運搬 等物 を製

造する工程に おける作業に係る業務をいう。) であつて、 その業務に従事する労働 者の就業 の 実情 並び

に当該業務 に 係 る派 派遣 労働 者の就業条件の確保及び労働 力の の需給の 適正な調整に与える影響 を勘 案 して

厚生労働省令で定めるもの(以下「特定製造業務」という。)について一般労働者派遣事業を行う場合

にはその旨」とする。

5 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

の一部を改正する法律 (平成十五年法律第 号)の

号)の施行の日から起算して三年を経過する日ま

での

間 に お ける第四十条の二第二項の規定の適用については、 同項中 「次の」とあるのは、 特定製造業務

につ L١ ては一年とし、 特定製造業務以外の業務については次の」とする。

附則第六項及び第七項を削る。

附則

施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して九月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(有料職業紹介事業の許可等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前 の職業安定法 (以下「旧職業安定法」という。

者は、 第三十条第一 それぞれ、 項又は第三十三条第一 この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) に第一条の規定による改正後の職業安 項の許可 (以下この項にお 11 て「旧許可」という。)を受けている

ず に 定法(以下「新職業安定法」という。)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可(以下この項におい て「新許可」 係る新許可 施行日に おけ という。)を受けた者とみなす。 の有効期間 るその者に係る旧許可の有効期間 ば 新職業安定法第三十二条の六第一項又は第三十三条第三項 この場合において、 !の残存期間のうち最も長 当該新許可を受けた者とみなされる者 11 残存期間 と同 の規定に の かか 期間 わら

2 次項及び第四 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請をしている者 「項に規定する者を除く。) は、 それぞれ、 施行日に新職業安定法第三十条第一項又は 第三

十三条第

一 項

の許可の

申請をした者とみなす。

る。

3 て新 事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、 この法律の施行 職業安定法第三十二条の七第一 の際現に旧職業安定法第三十条第一項の許可を受けている者であって、 項の規定による届出をした者とみなす。 施行日に当該申請に係る事業所につい 当該許可に係る

4 る 事業所 こ の 法 以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、 律の施行 この際現り に旧 職業安定法第三十三条第 項 の許可を受けている者であって、 施行日に当該申請に係る事業所につ 当該許可 に係

いて新職業安定法第三十三条第四項において準用する新職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届

出をした者とみなす。

(保証金に関する経過措置)

第三条 施行日前 におい て旧職業安定法第三十二条の二第一項の規定により供託すべき保証金の供託につい

ては、なお従前の例による。

2 施行日以降において旧職業安定法第三十二条の二第一項の規定により保証金の供託をしている者は、 前

項の規定にかかわらず、 当該供託に係る保証金を取り戻すことができる。

3 前項 の保証金の取戻しは、 施行日前に当該保証金につき旧職業安定法第三十二条の二第二項 の 権利を有

ていた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなか

った場合でなければ、これをすることができない。 ただし、施行日から十年を経過したときは、 この限り

でない。

4 前項 の公告その他保証金の取戻しに関し必要な手続は、 法務省令・厚生労働省令で定める。

(有料職業紹介事業の許可証等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条の四第一項(旧職業安定法第三十三条第四項にお

しし て準用する場合を含む。)の規定により交付を受けている許可証は、 新職業安定法第三十二条の四第

項 (新職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。 の規定により交付を受けた許可証と

みなす。

(取扱職種の範囲等の申出に関する経過措置)

第五条

お いて準用する場合を含む。)の申出をしている者は、 施行日に新職業安定法第三十二条の十二第一項

この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条の十二第一項(旧職業安定法第三十三条第四項に

新 職業安定法第三十三条第四項にお しし て準用する場合を含む。)の規定による届出をした者とみなす。

委託募集の許可に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第一項に規定する労働者の募集に相当するものに

つき旧職業安定法第三十六条第一項の許可を受けている者は、 施行日に新職業安定法第三十六条第 項の

許可を受けた者とみなす。

2

この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第三項に規定する労働者の募集に相当するものにつき

旧職業安定法第三十六条第一項の許可を受けている者は、 施行日に新職業安定法第三十六条第三項の届出

をした者とみなす。

3 この 法 律の 施 行 の 際現に旧職業安定法第三十六条第一項の許可の申請であって、 新職業安定法第三十六

条第 項 に規定する労働 者 の 募集に相当するも のに係る許可の申請 をしてい る者は、 施行日に同 項 の規定

による許可の申請をした者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六条第一項の許可の申請であって、 新職業安定法第三十六

条第三項に規定する労働者 の募集に相当するものに係る許可の申請をしている者は、 施行日に同項の規定

による届出をした者とみなす。

有料職業紹介事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業、

労 働 [者の募集又は労働者供給事業を行っている者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務 の停止の命

令に関-しては、 この法律の施 行前に生じた事 由については、 なお従前の例に らよる。

一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置)

第八条 こ の法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣

労 こ の 働 項 E の お 就業条件 11 7 旧 の整備等に関する法律(以下「旧労働者派遣法」という。 許可」 という。)を受けている者は、 施行日に 第二条の規定による改正後 第五条第 項 の の労働 許可 以 下 者派

遣 事 業 の 適 正な運営 の 確保及び派遣労働者の 就業条件 の整 備等に関する法律 (以 下 新 労 働 者 派 遣 法 لح

L١ 第五条第一項の許可(以下この項において「 新許可」という。)を受けた者とみなす。 この場合

に おいて、 当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、 新労働者派遣法第十条第

項 ん の 規 定に か か わらず、 施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間 の 残存期間 のうち最も長

間

と同

の

期間とする。

2 除く。 こ の し は 法 律の施行 施行日に新労働者派遣法第五条第一 の 際現に旧労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をしている者(次項に規定する者を 項の許可の申請をした者とみなす。

3 この 法 律の 施 行 の)際現に 旧労働者派 遣法第五条第 項 の 許可を受けている者であって、 当該 許可に係る

事 て新労働 業所 以 外 者派遣法第十一 の 事 業 所 に つ 条 第 11 て 同 項 項の規定による届出をした者とみなす。 の 許 可の)申請· を し て 61 る も の ば 施行日に当該申請に係る事業所につい

61

残

存期

(一般労働者派遣事業の許可証に関する経過措置)

第九条 こ の法律の施行の際現に旧労働 者派遣法第八条第一項 の規定により交付を受けている許可証は、 新

労 働 派 遣法第 八条第 項 の 規定により交付を受けた許可証とみなす。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第十条 こ の法律の施行の際現に旧労働者派遣法の規定により許可を受けて、 又は届出書を提出して労働者

|事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関

は この 法律 の 施行前に生じた事由については、 なお従前 の 例による。

(政令への委任)

派

遣

第十一条 この 附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

この法律 の 施行前 に した行為並びに附 則第七条及び第十条の規定に よりなお従 前 の例 に よること

とされる場合に おけ るこの法 律の施り 行後に した行為に対する罰則の 適用については、 なお従前 の例による。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

して

第十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改

正する。

第三十三条第三項中「、第三十三条の三」を削る。

(港湾労働法の一部改正)

第十四条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の表中「第三十六条第五号」を「第三十六条第六号」に、「第四十一条第四号」を「第四十

条第五号」に改める。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法

律の一部改正)

第十五条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関

する法律 (平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一 項中「第三十六条第一項」の下に「及び第三項」 を加え、 同条第三項中「第四十一条」を

第四十一条第二項」に、 「同条第一項及び第二項」を「同条第二項」に、 「とあるのは、 」を「とある

のは 廃 条第二項及び」 して労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以 止を命じ、又は期間」 に改め、 を加え、 「しようとする者」と」の下に「、 とあるのは「期間」と」 「同条」 を「 同法第三十六条第二項中「 を加え、 同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の 同条第四項中「職業安定法」 外の者に与えようとする」と、 前項の」 とあるのは「被用者以外の者を の下に「 同法第四十二条

第十九条中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改める。

のこに、

「とあるのは、

を「とあるのは」に改める。

育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十

六号) の一部を次のように改正する。

の を るのは」 廃止を命じ、 「第四十一条第二項」に、 第五十三条第一項中「第三十六条第一項」の下に「及び第三項」を加え、 に改め、 又は期間」とあるのは「期間」と」を加え、 「しようとする者」と」の下に「、同法第四十一条第二項中「 _ 同条第一項及び第二項」を「同条第二項」 同条第六項中「職業安定法」 に 同条第五項中「第四十一条」 「とあるのは、 当該労働者の の下に「第三十 _ 募 集の業務 を「とあ

六条第二項及び」を加え、 をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、 「同条」を「同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者 同法第四十二

条の二」 に とあるのは、 _ を「とあるのは」 に改める。

第六十二条中「第四十一条」 を「 第四十一条第二項」 に改める。

林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

七号」 に改め、 限る。)」の下に「及び第六十五条 (第四号中第三十六条第三項 に係る部分に限る。

の下に「及び第三項」

を加え、

同条第二項中「

第六号」を「

第

第十三条第一

項中「第三十六条第一項」

を加え、 同条第三項中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に、 7 同条第一項及び第二項」 を「同条

第二項」に、「とあるのは、 」を「とあるのは」に改め、「第十三条第一項の規定による届出をして」 の

下に「 同法第二条第一 項に規定する」 を、 「しようとする者」と」の下に「、同法第四十一条第二項中

当該労 働 者の募集 の業務の の廃止を命じ、 又は期間」 とあるのは 「 期間」 ے を加え、 同条第四 項 中 職業

同条」

を「同法第三十六条第二項中「前項の」

とあ

の下に「第三十六条第二項及び」を加え、

33 -

るのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようと

する」 同法第四十二条の二」に、 「とあるのは、 _ を「とあるのは」に、 「第二条第一号」を「第二

条第一項」に改める。

第三十二条中「第四十一条」 を「第四十一条第二項」 に改める。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) の 一 部

を次のように改正する。

別表第四十八号中「、 同法」 を「又は同法」 に改め、 「又は同法附則第六項 (物の製造の業務について

の労働者派遣事業)」を削る。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十九条 前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (以下この条

に お 11 て 新組織的犯罪処罰法」という。) の規定 (附則第十二条の規定に より適用されることとなる罰

則 の規定を除く。 の適用については、 附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている

場合における旧労働者派遣法附則第六項の罪は、 新組織的犯罪処罰法別表第四十八号に掲げる罪とみなす。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、 雇用の機会の創出等を図るた

めの雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

経済社会の

急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑

な再就職の促進、

雇用

の

機会

の

創出等を

図るため の 雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律(平成十三年法律第百五十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条中「第四十条の二第一 項及び第四十条の三」 を「第四十条の二第三項及び附則第五項」 に 第

四十条の二第 項中「一年」 を「第四十条の二第三項中「とき」に、 _ _ 年 (中高年 齢者であ る 派遣 労働

者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、三年」を「とき(中高年齢者である派遣労働 者 の み を当

該業務 に従事させようとするときを除く。 に 「第四十条の三中「から継続して一年間」 を 附 則 第五

項 中「 は 次の」 に _ から継続して一年間 (当該派遣労働者が中高年齢者である場合にあつては、 年以

上三年以 内 の り期間。 以下この条にお いて同じ。 _ を「は、 中高年 齢者である派遣労働 者のみを当該業務

に従事させるときは三年とし、 その他のときは次の」 に改め、 7、 同条第一号中「 前日まで」とあるのは

前日(当該一年間が一年以上三年以内の期間である場合にあつては、当該期間が経過した日)まで」と

」を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十一条 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「、第三十三条の三」を削る。

理 由

厳しい雇用失業情勢、 働き方の多様化等に対応するため、 職業紹介事業及び労働者派遣事業が労働力需給

円滑かつ的確な結合を促進することができるよう、これらの事業に係る制度の整備等を行う必要が

ある。これが、この法律案を提出する理由である。

の迅速、